

門真市部活動地域移行応援企業等登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市内中学校の部活動地域移行において、保護者等の費用負担の軽減等により、持続可能なスポーツ・文化活動の機会を確保するため、部活動地域移行を実施する門真市立中学校、地域クラブ活動団体等に対し、運営支援を行う企業その他スポーツ・文化関係団体等（国及び地方公共団体を除く。）（以下「企業等」という。）を部活動地域移行を応援する企業等（以下「応援企業等」という。）として登録する門真市部活動地域移行応援企業等登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 応援企業等は、次に掲げる支援を行い、かつ、国内に本社又は事業所を置く企業とする。

- (1) 指導者の派遣
- (2) 財政的な支援
- (3) 用具等の提供
- (4) 施設の優先使用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める支援

(登録の申請)

第3条 応援企業等の登録を受けようとする企業等は、門真市部活動地域移行応援企業等登録申請書（様式第1号）を門真市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、応援企業等として登録し、当該応援企業等に対し門真市部活動地域移行応援企業等登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録の有効期間の満了後、引き続き登録を希望する場合は、その旨を教育委員会に申し出ることにより、前条の規定による申請手続きを省略し、登録証を交付することができる。

(変更及び辞退の届出)

第5条 応援企業等は、次に掲げる事項に変更が生じたとき又は応援企業等の登録を辞退しようとするときは、門真市部活動地域移行応援企業等変更・辞退届出書（様式第3号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 企業等の名称
- (2) 企業等の所在地
- (3) 支援内容

(応援企業等との連携)

第6条 応援企業等は、運営支援を行う部活動において使用する用品等に当該応援企業等の名称又はロゴマークを用いることにより広告等を行うことができる。

2 教育委員会は、次に掲げる措置により、応援企業等の連携に努めるものとする。

- (1) 部活動地域移行の支援に積極的に取り組む企業等として本市のホームページ、広報媒体等での紹介
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める連携

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、応援企業等が法令に違反したときその他応援企業等として適当でないと認める時は、登録を取り消すことができる。

(登録証の返還)

第8条 応援企業等は、登録を辞退しようとするとき又は前条の規定により登録の取消しを受けたときは、登録証を速やかに教育委員会に返還しなければならない。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、門真市部活動地域移行応援企業等登録制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。